

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 心志会 本庄駅前病院	埼玉県本庄市駅南 一丁目二番三十二号
病院	さいたま市立病院	埼玉県さいたま市緑区 大字三室二千四百六十番地